

○那覇市議会公印規程

〔昭和 49 年 5 月 15 日〕
〔議会訓令第 4 号〕

改正 昭和 52 年 8 月 1 日 議会訓令第 2 号
平成 21 年 3 月 31 日 議会訓令第 4 号
平成 24 年 3 月 30 日 議会訓令第 3 号
平成 29 年 6 月 1 日 議会訓令第 1 号

那覇市議会公印規程(1962年6月30日議会訓令第3号)の全部を改正する。

(通則)

第1条 本市議会の公印は、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程で公印とは、公文書に使用する議会印及び職印をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称及び使用区分は別表のとおりとする。

(公印の管守)

第4条 公印の管守者は庶務課長とする。

(公印台帳)

第5条 公印を登録し、これを整理するため、庶務課に公印台帳(第1号様式)を備える。

(公印の調整及び改廃)

第6条 公印の調整、改刻又は廃棄は、庶務課長が議長の決裁を受けて行う。

(公印の使用)

第7条 公印を使用するときは、決裁済みの原議を管守者に提示し、その承認を受けなければならない。

付 則

この規程は、昭和 49 年 5 月 15 日から施行する。

付 則(昭和 52 年 8 月 1 日議会訓令第 2 号)

この訓令は、昭和 52 年 8 月 1 日から施行する。

付 則(平成 21 年 3 月 31 日議会訓令第 4 号)

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 24 年 3 月 30 日議会訓令第 3 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 29 年 6 月 1 日議会訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

別表

名称	使用区分
那覇市議会印	議会名をもってする文書
那覇市議会議長印	議長名をもってする文書
那覇市議会副議長印	副議長名をもってする文書
那覇市議会常任委員長印	常任委員会委員長名をもってする文書
那覇市議会特別委員長印	特別委員会委員長名をもってする文書
那覇市議会運営委員長印	議会運営委員会委員長名をもってする文書
那覇市議会事務局印	議会事務局名をもってする文書
那覇市議会事務局長印	局長名をもってする文書
那覇市議会事務局課長印	課長名をもってする文書

